

第 8 節 今後の課題と方向

府域の環境問題を概括すると、自動車排出ガスによる大気汚染をはじめ、生活排水による河川等の水質汚濁や廃棄物問題など、日常生活に起因する都市・生活型公害の克服が重要な課題であり、一方、豊かで潤いのある緑や水辺に代表される快適空間や美しい景観の創造、さらには、省資源・省エネルギー、リサイクル社会の構築など、より質の高い環境と環境に優しい社会の実現が求められている。また、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模の環境問題に対しても、取組が急がれている。

さらに、本年は関西国際空港が開港し、「世界都市・大阪」「環境都市・大阪」にふさわしいまちづくりを積極的に進めていくことが要請されている。

本府においては、人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造に向けて「大阪府環境基本条例」を本年3月に制定したところである。この条例の理念にのっとり、生活環境の保全はもとより、自然と共生する豊かな環境や文化と伝統の香り高い環境の創造、さらに、地球環境の保全に資する諸施策を総合的、計画的に推進し、府民、事業者、行政が一体となった環境に優しい社会づくりを目指していく。

第1 環境施策の総合的計画的推進

今日の環境問題は、地球規模の空間的な広がりと将来世代にもわたる時間的な広がりを持っている。長期的な観点から府民、事業者、行政が一体となって、広範な環境施策を推進していくためには、総合的、計画的な取組が必要である。

このため、人と地球に優しい「環境都市・大阪」の実現に向けて、平成13年度を目標年次とした「大阪府新環境総合計画（NEW STEP 21）」（平成3年9月策定）に基づき、地域環境の保全と創造、地球環境保全への貢献をも視野に入れた環境施策を総合的、計画的に推進する。また、本年3月に制定した「大阪府環境基本条例」の基本方針等を踏まえた新たな環境総合計画の策定に向けて、環境審議会の意見を聴きつつ、必要な調査、検討を行う。

また、環境基本条例に基づき設置した「大阪府環境行政推進会議」を運営し、庁内機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を推進する。

また、府民、事業者、市町村等で構成する「大阪府豊かな環境づくり府民会議（仮称）」を設置、運営し、豊かな環境の保全及び創造に向けた積極的な取組の展開を図っていく。

第2 環境影響評価の推進

府の環境影響評価制度は、「大阪府環境影響評価要綱」（昭和59年制定）に基づき、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業について実施し、府域の環境保全に一定の成果を挙げるとともに、制度としての定着をみているが、早い段階での環境影響評価、情報の公開や住民参加のあり方などについて、検討していくこととしている。

このため、環境影響評価の実施に必要な府域の環境関連情報を体系的に整備し、審査に必要なデータの収集、解析予測方法等の技術的事項について引き続き調査・研究を進める。また、環境影響評価制度についても、国の動向を見ながら、国内外における実態調査を行い、手続面、制度面等の検討を進

める。

関西国際空港及びその関連事業については、環境面で地域住民の生活に支障が及ぶことのないよう、知事と泉州9市4町の長により構成している「関西国際空港環境監視機構」において、事業主体等が実施する環境監視データ等を収集、検討し、必要に応じて対策を要請・勧告する。

第3 環境教育、啓発の推進

今日の環境問題は府民の日常生活や社会経済活動が環境負荷の要因となっており、府民のライフスタイルや社会経済システムを環境への配慮の観点から見直していくことが必要となっている。

府においては、府民の環境に対する理解と認識を深め、その自発的な取組を促進するため、「大阪府環境保全基金」（平成2年3月設置）の果実を活用して、これまで環境教育手引書の作成や、親と子の環境講座の開催など、多様な環境教育の取組を推進してきた。今後とも市町村や民間団体等と連携を図り、学校や地域などあらゆる場での環境教育や啓発を推進するとともに、環境保全活動の充実を図るため、市町村における地域環境保全活動の支援など、豊かな環境の保全と創造に資する自主的な活動を促進する。

一方、経済活動の主要な担い手である事業者においては、地球環境の保全を視野に入れて、積極的に環境問題に取り組む姿勢が求められている。府においては、事業者における環境保全への認識や、環境保全への積極的な取組の状況を調査し、今後の取り組みの方向等について検討を進めてきたが、これらの調査検討結果を踏まえ、事業者自らが、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図り、事業活動が豊かな環境の保全及び創造に結びつくよう、「環境総括責任者」を設置することを促進する。

第4 環境情報の提供

事業者、府民及び民間の団体等が、自主的に豊かな環境の保全及び創造に資する活動を実施していくためには、環境の状況、環境保全活動の事例など、環境情報が適切に提供されることが必要である。

このため、体系的な環境情報の整備を図るとともに、「環境白書」やパンフレット「おおさかの環境」等の刊行物の発行、環境情報表示盤（淀屋橋）の活用、大阪府環境情報コーナーにおける環境に関する情報の提供、相談指導等を行うなど、情報提供機能の充実を図る。

第5 調査研究の推進

環境の保全及び創造に関する施策を適切に策定し、実施していくためには、環境の状況の把握、将来予測など、科学的基礎となる必要な調査研究を行うことが必要である。

府においては、公害監視センター、公衆衛生研究所、産業技術総合研究所、農林技術センター、水産試験場、淡水魚試験場、府立大学等の府立の調査研究機関を中心として、広範な調査研究を実施してきたが、今後とも関係試験研究機関との連携を図りながら、新たな課題にも対応しつつ調査研究を推進する。

また、公害監視センターの機能を見直し、環境教育や開発途上国への技術移転などにも対応できる拠点

施設として「環境科学総合センター(仮称)」の設置を目指し、計画を推進する。